

令和 7 年 度

【 保育所・認定こども園 】 入所・入園申込案内

令和7年度の入所・入園受付を行います。保育所と認定こども園で受付期間や必要書類が異なります。下記をお読みいただき必要書類を期日までに提出してください。

■年度当初（4月）から利用を希望する場合

施設の種類	施設名	受付期間	提出先
保育所	- 池田保育所（小豆島こどもセンター） - 内海保育所 - 内海保育所橋分園（橋こども園） - 内海保育所福田分園（福田こども園）	令和7年1月6日（月）～ 1月20日（月）まで 8時30分～17時15分 （土日祝日を除く）	○現在施設を利用している方 →利用している施設 ○新規申込の方 →小豆島町こども教育課
認定こども園 事業所内保育所	- せいけんじこども園 - 小豆島中央病院院内 保育所あずきっこ	令和7年1月17日（金）まで （土日祝日を除く）	

■年度途中（5月）以降から利用を希望する場合

施設の種類	施設名	受付期間	提出先
保育所	- 池田保育所（小豆島こどもセンター） - 内海保育所 - 内海保育所橋分園（橋こども園） - 内海保育所福田分園（福田こども園）	利用を希望する月の 前月15日まで *15日が土日祝日にあたる場合はその直前の平日までの受付になります。 （年末年始を除く）	小豆島町こども教育課
認定こども園 事業所内保育所	- せいけんじこども園 - 小豆島中央病院院内 保育所あずきっこ		

対象児 0歳～小学校入学前までの保育を必要とするお子さま

申請書類 *申請書類はボールペンでお書きください。消えるボールペンや鉛筆などは使用しないでください！

①**子どものための教育・保育支給認定申請書** *お子さま1人につき1枚必要です。

②**「保育を必要とする理由」を証明する書類**（見開きページ参照）

*同じ保育施設をきょうだいで利用する場合は1部（児童名部分はきょうだいの連名を記入）で構いません。

*お子さまと同居している方、同一番地で生計を同じくする方（中学校卒業～60歳未満）全員の証明が必要です。

③**個人番号の提供に関する届出書**（施設をはじめて利用する方のみ）

*すでにごきょうだいが施設を利用している場合は提出不要です。

*同じ保育施設をきょうだいで利用する場合は1部で構いません。

④**第3子以降保育利用費用免除申請書**（第3子以降のお子さまのみ）

*申請するお子さまが第3子以降の場合、提出してください。

お問い合わせ先：小豆島町こども教育課 ☎0879-82-7014

施設の利用について

幼稚園・保育所・認定こども園など施設の利用を希望する場合、町の認定を受ける必要があります。また、認定を受け、利用を開始してから勤め先や勤務時間に変更があった場合など、**必要書類**の①や②の内容に変更が生じた場合は、その都度、**変更申請が必要**になりますのでご注意ください。

■ 認定の種類

種 類	1 号認定	2 号認定	3 号認定
	 お子さまの年齢が満 3 歳以上で、幼稚園、認定こども園〔幼稚園籍〕を希望する方。	 お子さまの年齢が満 3 歳以上で、保育を必要とする理由*を満たし、保育所、認定こども園〔保育園籍〕を希望する方。	 お子さまの年齢が満 3 歳未満で、保育を必要とする理由*を満たし、保育所、認定こども園〔保育園籍〕を希望する方。
対象年齢	満 3 歳以上	満 3 歳以上	満 3 歳未満
認定区分	教育標準時間認定	保育認定	保育認定
認定条件	満 3 歳以上	保育を必要とする理由*を満たしている	保育を必要とする理由*を満たしている
利用可能な保育施設	☐ 幼稚園 ☐ 認定こども園〔幼稚園籍〕	☐ 保育所 ☐ 認定こども園〔保育園籍〕	☐ 保育所 ☐ 認定こども園〔保育園籍〕

利用時間について

保育所・認定こども園〔保育園籍〕では、保育を必要とする理由(右記参照)によって保育を受けられる時間が変わります。

■ 保育の利用時間

①保育短時間	月 64 時間以上～月 120 時間未満の就労などの場合 [基本利用時間] 8:30 ～ 16:30 (最大 8 時間)
②保育標準時間	月 120 時間以上の就労などの場合 [基本利用時間] 7:30 ～ 18:30 (最大 11 時間)

「保育を必要とする理由」について

保育所・認定こども園[保育園籍]の利用を希望する場合、「保育を必要とする理由」を証明する必要があります。理由によって利用時間や必要書類が異なりますのでご注意ください。不明な点はこども教育課までお問い合わせください。

■ 保育を必要とする理由と必要書類、利用時間について

保育を必要とする理由	内 容	必要書類 * 確認のためその他書類の提出を求めることがあります。	保育の利用時間 * 左記の保育の利用時間を参照
①就労	労働することを常態としているため、お子さまの保育ができない場合。ただし、 <u>月 64 時間以上勤務している</u> 必要があります。	☐ 就労証明書 (No.6、7)	[月 120 時間未満] ①短時間 [月 120 時間以上] ②標準時間
②求職活動	求職活動もしくは起業の準備を継続的に行っているため、お子さまの保育ができない場合。 <u>申請後 3 か月以内に就労</u> することが必要です。	☐ 求職活動証明書	①短時間
③妊娠・出産	妊娠中または出産後間もないため、お子さまの保育ができない場合。ただし、 <u>出産予定日の 8 週間前に当たる月の初日～出産日から 8 週間後の翌日が属する月末まで</u> 。	[就労されている方] ☐ 就労証明書 (No.8) ☐ 母子手帳の表紙と出産予定日のわかる面の写し [就労されていない方] ☐ 病気・介護(看護)・出産・就学申立書 ☐ 母子手帳の表紙と出産予定日のわかる面の写し	②標準時間
④育児休業	出産前からすでに保育施設を利用しているお子さまがおり、育児休業中も継続して利用を必要とする場合。ただし、 <u>育児休業の対象となるお子さまが 1 歳になる日に属する月の末日まで</u> 。	☐ 就労証明書 (No.9、11)	①短時間
⑤疾病・障害	疾病や負傷または精神もしくは身体に障害を有しているため、お子さまの保育ができない場合。	[就労されている方] ☐ 就労証明書 (No.10、11) [就労されていない方] ☐ 病気・介護(看護)・出産・就学申立書 ☐ 診断書または障害者手帳の写し	②標準時間
⑥介護	同居または長期間入院などしている親族を常時介護または看護するため、お子さまの保育ができない場合。	[就労されている方] ☐ 就労証明書 (No.10、11) [就労されていない方] ☐ 病気・介護(看護)・出産・就学申立書 ☐ 診断書、障害者手帳または介護保険被保険者証の写し	[月 120 時間未満] ①短時間 [月 120 時間以上の介護] ②標準時間
⑦就学・職業訓練	<u>月に 64 時間以上</u> 、学校または就労に必要な資格・技能取得のための施設などに通学・通所しているため、お子さまの保育ができない場合。	☐ 病気・介護(看護)・出産・就学申立書 ☐ 学生証、在学証明書または職業訓練を受講していることがわかる書類の写し	[月 120 時間未満の就学など] ①短時間 [月 120 時間以上の就学など] ②標準時間
⑧災害復旧	火災、風水害、地震その他の災害により住宅を失ったり破損し、復旧の間保育ができない場合。	☐ り災証明書または被災証明書	②標準時間
⑨虐待・DV	児童虐待を行っているまたは再び行うおそれがあると認められる場合や配偶者からの暴力により、お子さまを保育できない場合。	☐ 児童相談所・警察の意見書など事実を証明できる書類	②標準時間

* 就労証明書は No.1～5 まで記入のうえ、該当する「保育を必要とする理由」部分に記載された No.を記入してください。

申込みから利用開始までの流れ

■ 年度当初（４月）から利用を希望する場合

①利用申請

1月中旬



②申請内容の調査・審査



* 定員を超える利用希望があった場合は、町の基準に基づき利用調整を行います。

③入園・入所決定、保育料の決定

2月下旬



* 支給認定証・入所承諾書・保育料決定通知書を送付します。

④各保育施設で入園・入所説明会、入所時健診

2月～3月中旬



* 保育施設をはじめて利用されるお子さまは、小豆島中央病院で健康診断を実費（3,993 円）で受けていただきます。健診の日時については入園・入所説明会の際にご案内します。

⑤利用開始

4月1日

■ 年度途中（５月以降）から利用を希望する場合

①利用申請

利用を希望する月の前月 15 日



②申請内容の調査・審査



* 定員を超える利用希望があった場合は、町の基準に基づき利用調整を行います。

③入園・入所決定、保育料の決定

利用を希望する月の前月 20 日頃



* 支給認定証・入所承諾書・保育料決定通知書を送付します。

④各保育施設で入園・入所説明会、入所時健診



* 保育施設をはじめて利用されるお子さまは、小豆島中央病院で健康診断を実費（3,993 円）で受けていただきます。健診の日時については入園・入所説明会の際にご案内します。

⑤利用開始

利用を希望する月の初日

＼ 新しくお子さまを保育施設へ通わせる予定の保護者・育児休業から復帰される保護者の方へ ／

はじめは午前中など短時間で預かり、徐々に保育時間を増やす「慣らし保育」からスタートします（2～3週間程度）。また、**育児休業から復帰する場合、希望すれば、復帰する月の前月から施設の利用が可能です。**その場合は、**施設の利用する前月 15 日までに申請書類を提出してください。**